

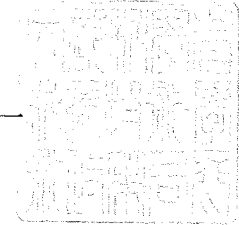


29文科科第113号  
平成29年5月17日

関係各研究機関代表者 殿

文部科学省科学技術・学術政策局長

伊藤 洋 一



(印影印刷)

研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく  
調査及び措置等について (通知)

文部科学省では、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)を策定し、各研究機関に対して、ガイドラインを踏まえた適切な対応を要請しているところです。

ガイドラインでは、研究活動における不正行為の事前防止について、研究機関が責任を持って不正行為の防止に関わることで、不正行為が起こりにくい環境がつけられるよう対応の強化を図ることを基本とし、各研究機関に対して、研究倫理教育の実施、研究データの保存・開示に関する規程の整備、組織としての責任体制の明確化等を求めています。

また、研究活動における不正行為が疑われた場合の調査についても、調査の公正性・適正性の確保の観点から、調査委員会の委員の半数以上を外部有識者をとすること、調査の期間について予め規程で目安を定めておくこと等を求めています。

この度、文部科学省では、ガイドラインを踏まえた体制整備等の徹底を図るため、別添のとおり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」及び「間接経費措置額の削減割合の基準等について」を改正するとともに、「体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査実施方針」を定めました。

文部科学省では、ガイドライン、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」、「間接経費の削減割合の基準等について」及び「体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査実施方針」に基づき、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト」等で体制整備に不備が見られた機関に対して、体制整備等詳細確

認調査を実施するとともに、調査の結果に応じて、管理条件の付与や間接経費措置額の削減を実施するなど、引き続き、ガイドラインを踏まえた体制整備の徹底を図ります。

本件について、関係者にも周知していただくとともに、引き続き、ガイドラインの趣旨を踏まえ、研究活動における不正行為を事前に防止する取組を推進するとともに、研究活動における不正行為に対して、適切に対応いただきますようお願いいたします。

**【本件問合せ先】**

文部科学省科学技術・学術政策局

人材政策課研究公正推進室

電話：03-6734-3874（直通）

E-mail：kiban@mext.go.jp

## 改正及び制定のポイント

- 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」について
  - ・研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインで規定する調査について、従来は「履行状況調査」、「フォローアップ調査」と2つに分類していたものを、調査の趣旨をより明確化するため、性質に応じて、「導入実態等全体把握調査」、「体制整備等詳細確認調査」、「管理条件対応状況調査」の3つに再分類。
  - ・管理条件の履行期限について、「1年」から「原則60日」に変更。
  
- 「間接経費措置額の削減割合の基準等について」について
  - ・「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」の改正により、調査を再分類したことや管理条件の履行期限を「原則60日」に変更したことに伴い、必要な修正を実施。
  
- 「体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査実施方針」について
  - ・平成29年度から実施予定である「体制整備等詳細確認調査」及び「管理条件対応状況調査」について、調査対象、調査の視点、調査内容や調査結果に伴う措置等を規定。

## 研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく 調査及び措置に関する要項

平成 27 年 6 月 12 日  
(平成 29 年 5 月 17 日改正)  
科学技術・学術政策局長決定

### 1. 目的

この要項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）に基づく調査及び措置に関し必要な事項を定めることにより、その適正な実施を図ることを目的とする。

### 2. 調査の種類

調査の種類は、次のとおりとする。

#### ①導入実態等全体把握調査

導入実態等全体把握調査（以下「全体調査」という。）は、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等及び国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての研究機関を対象として、当該研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況（予定等含む）について把握するため、ガイドライン制定時や改正時に実施するもの。

#### ②体制整備等詳細確認調査

体制整備等詳細確認調査（以下「詳細調査」という。）は、文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金等及び国立大学法人や文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている研究機関のうち、体制整備等の状況に不備が見られた研究機関を対象として、当該研究機関におけるガイドラインに基づく体制整備等の状況を詳細に把握するために実施するもの。

#### ③管理条件対応状況調査

管理条件対応状況調査（以下「管理条件調査」という。）は、管理条件を付与した研究機関を対象として、管理条件の履行期限後に、当該研究機関における改善状況（管理条件の対応状況）を把握するために実施するもの。

### 3. 調査の体制・方法

調査は、公正な研究活動の推進に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）の助言を踏まえ、書面調査、面接調査若しくは現地調査又はその組合せにより文部科学省が行う。

面接調査及び現地調査は、必要に応じて有識者会議委員その他専門家の協力を得て行うことができる。

#### 4. 導入実態等全体把握調査結果の公表及び措置

文部科学省は、全体調査の結果、研究機関における体制整備等に関する検討がなされていない等の著しい不備を確認した場合は、研究機関に対して弁明の機会を設けたうえで、有識者会議による助言を踏まえ、改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すこととし、その旨を対象となった研究機関及び配分機関に通知するとともに、全体調査の結果を公表する。

管理条件の履行期限は原則 60 日とし、管理条件を付与した日から起算する。

#### 5. 体制整備等詳細確認調査結果の公表及び措置

文部科学省は、詳細調査の結果、研究機関における体制整備等に不備があることを確認した場合は、研究機関に対して弁明の機会を設けたうえで、有識者会議による助言を踏まえ、改善事項及びその履行期限を示した管理条件を付すこととし、その旨を対象となった研究機関及び配分機関に通知するとともに、詳細調査の結果を公表する。

管理条件の履行期限は原則 60 日とし、管理条件を付与した日から起算する。

#### 6. 管理条件対応状況調査結果の公表及び措置

文部科学省は、管理条件調査の結果を公表するとともに、対象となった研究機関及び配分機関に通知する。管理条件調査の結果、管理条件の着実な履行が認められると判断した場合は、管理条件を解除し、管理条件調査を終了する。また、管理条件の履行に進展があるものの十分でない又は履行が認められないと判断した場合は、履行期限を改めて設定し、再び管理条件調査を実施する。なお、管理条件調査については、管理条件の着実な履行が認められると文部科学省が判断するまで、繰り返し実施する。

管理条件調査の結果、管理条件の履行が認められないと判断した研究機関に対しては、翌年度以降の間接経費措置額の一定割合の削減や競争的資金の配分の停止を実施する。

翌年度以降の間接経費措置額の一定割合の削減や競争的資金の配分の停止を実施する場合には、研究機関に対して弁明の機会を設けるとともに、管理条件の解除や、翌年度以降の間接経費措置額の一定割合の削減や競争的資金の配分の停止を実施する場合には、有識者会議の助言を踏まえることとする。

#### 7. その他

この要項に定めるもののほか、調査及び措置に関し必要な事項は、別に定める。

## 間接経費措置額の削減割合の基準等について

平成 27 年 6 月 12 日  
 (平成 29 年 5 月 17 日改正)  
 科学技術・学術政策局長決定

## 1. 体制整備等に不備がある機関に対する間接経費措置額の削減について

(ガイドライン第 4 節 2 (1) 関係)

## (1) 間接経費措置額の削減基準について

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」(以下「調査及び措置要項」という。)に基づく「導入実態等詳細把握調査」及び「体制整備等詳細確認調査」の結果に応じ、又は特定不正行為が確認された機関において体制整備等に改善を求める必要があることが確認された場合に付与した「管理条件」について、文部科学省がガイドライン並びに調査及び措置要項に基づき実施する「管理条件対応状況調査」において履行が認められないと判断した場合は、表 1 のとおりその翌年度の間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

(表 1)

「管理条件対応状況調査」の結果、「管理条件」の履行が認められない回数	1 回	2 回	3 回以上
削減割合	5%	10%	15%

※間接経費措置額の削減の対象は、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的資金とする。

※「管理条件」の履行が認められない回数は、「管理条件」の履行が、前回の「管理条件対応状況調査」と比べ進展がある場合は回数を計上せず、進展がない場合に回数を計上することとする。

※間接経費措置額の 15%の削減措置を講ずることを決定した後の「管理条件対応状況調査」において、「管理条件」の履行が認められない場合は、翌年度以降の競争的資金の配分を停止する。

## (2) 間接経費措置額の削減措置等の解除について

間接経費措置額の削減措置又は競争的資金の配分停止の解除については、「管理条件対応状況調査」の結果、文部科学省が「管理条件」の着実な履行又は履行に進展があると判断した場合は、その調査結果の通知をもって、配分機関が実施することとする。

間接経費措置額の削減措置の解除については、削減措置が実施される年度の次の年

度から削減措置を解除することとし、既に削減措置が決定している年度については、間接経費措置額の削減は実施することとする。

また、競争的資金の配分停止の解除については、その結果の通知をもって、速やかに解除することとする。

## 2. 調査機関における調査の遅れに係る間接経費措置額の削減について

(ガイドライン第4節2(2)関係)

配分機関は、ガイドライン第3節4-1により調査を行う機関(以下「調査機関」という。)から本調査を行う旨の報告を受けた際に確認した当該調査機関が定める規程等に基づく調査期間以内に、調査機関から最終報告書が提出されない場合は、調査期限を過ぎた日数に応じて、表2のとおり間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

ただし、最終報告書提出の遅延に合理的な理由がある場合は、当該理由に応じて配分機関が別途、最終報告書の提出期限を設けることとし、その提出期限を過ぎた日数に応じて、表2のとおり間接経費措置額の一定割合を削減することとする。

(表2)

提出期限を 過ぎた日数	30日 未満	60日 未満	90日 未満	120日 未満	150日 未満	180日 未満	180日 以上
削減割合	1%	2%	3%	4%	5%	6%	10%

※最終報告書提出遅延による間接経費措置額の削減は、不正に関する告発等のあった競争的資金のうち平成27年度予算以降(継続も含む。)のものとする。

※間接経費措置額の削減の対象は、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金のうち、当該競争的資金とする。

※間接経費措置額の削減は、最終報告書が提出された日が属する年度の翌年度の間接経費措置額を対象とする。

## 体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査実施方針

平成29年5月17日  
科学技術・学術政策局長決定

## 1. 体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査の目的等

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成26年8月26日文部科学大臣決定）」（以下「ガイドライン」という。）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドラインに基づく調査及び措置に関する要項」（平成29年5月15日改正、科学技術・学術政策局長決定。以下「調査及び措置要項」という。）に定める体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査は、対象となる研究機関の体制整備等の状況の詳細を把握し、必要に応じて、指導及び助言を行うために実施するものである。

体制整備等詳細確認調査及び管理条件対応状況調査は、ガイドライン、調査及び措置要項及び本実施方針に基づき実施する。

## 2. 体制整備等詳細確認調査について

## (1) 調査対象

「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト等により体制整備等の状況に不備が見られた機関など、調査の実施が必要と文部科学省が判断した機関。

## (2) 調査の視点

調査対象の体制整備等の状況について、規程等の根拠とともに確認する。体制整備等に状況に不備が見られる場合は、その理由等について聴取する。

## (3) 調査の内容

事前調査票をもとに面接調査（必要に応じて現地調査）を実施する。調査の項目は別紙のとおり。

(注) 面接調査：文部科学省において、諸規程や関連資料等を確認しつつ、対面形式で調査対象機関から聞き取りを行う。

現地調査：調査対象機関において、面接調査の内容に加え、受付窓口などの現場確認等を行う。

## (4) 研究機関への措置及び管理条件対応状況調査の実施

調査の結果、体制整備等の状況に不備が確認された研究機関に対しては、弁明の機会を設けたうえで、有識者会議の助言を踏まえ、管理条件を付与し、改善を



求めることとする。ただし、管理条件の付与を延期する特段の理由が認められる場合はこの限りでない。なお、管理条件が付与された機関に対しては、履行期限後に管理条件対応状況調査を実施する。

### 3. 管理条件対応状況調査について

#### (1) 調査対象

管理条件が付与されている機関。

#### (2) 調査の視点

管理条件への対応状況について、規程等の根拠とともに確認する。対応が完了していない場合には進捗状況や完了していない理由等について聴取する。

#### (3) 調査の内容

面接調査（必要に応じて現地調査）を実施する。

#### (4) 研究機関への措置及び管理条件対応状況調査の再実施

調査の結果に応じて、「間接経費措置額の削減割合の基準等について」に基づき、管理条件の解除や翌年度以降の間接経費措置額の一定割合の削減や競争的資金の配分の停止等行う。

なお、翌年度以降の間接経費措置額の一定割合の削減や競争的資金の配分の停止を実施する場合には、研究機関に対して弁明の機会を設けるとともに、管理条件の解除、翌年度以降の間接経費措置額の一定割合の削減や競争的資金の配分の停止を実施する場合には、有識者会議の助言を踏まえることとする。

管理条件対応状況調査については、管理条件の着実な履行が認められると文部科学省が判断するまで、繰り返し実施する。

## 体制整備等詳細確認調査の項目について

- 研究倫理教育を実施する体制を整備しているか。
- 所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）に対して、研究倫理教育の受講を義務付けているか。
- 所属する全ての研究者（貴機関を本務とする者）を対象に定期的に研究倫理教育を実施することとしているか。
- 研究データの保存を義務付けることを規程等で定めているか。
- 研究データの必要に応じた開示を義務付けることを規程等で定めているか。
- 貴機関の規程等において、研究活動における不正行為として、「捏造」、「改ざん」及び「盗用」を定めているか。
- 不正行為の疑惑が生じたときの調査手続や方法等に関する規程（コンプライアンスに関する規程などの他の規程ですべて代用することが可能な場合を含む。）を整備しているか。
- 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口を設置しているか。
- 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを規程等で定めているか。
- 不正行為に関する相談や告発を受け付ける窓口について、その名称、場所、連絡先、受付の方法などを機関内及び機関外に周知しているか。
- 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、その責任者として例えば理事、副学長等適切な地位にある者を指定しているか。
- 相談や告発の受付から調査に至るまでの体制について、責任者の役割や責任の範囲を規程等で定めているか。
- 相談、告発及び調査内容について、調査結果の公表まで、相談者、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底することとしているか。
- 告発を受け付けた後、本調査を行うか否か決定するまでの期間の目安を規程等で定めているか。
- 本調査を行う場合は、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省にその旨報告することを規程等で定めているか。
- 本調査の実施の決定後、実際に本調査が開始されるまでの期間の目安を規程等で定めているか。
- 本調査に当たっては、自機関に属さない外部有識者を半数以上含む調査委員会を設置することとしているか。
- 本調査において、全ての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならないこととしているか。
- 本調査の調査委員会の委員について、告発者及び被告発者は調査機関が定める期間内に異議申立てをすることができるか。
- 本調査の開始後、調査委員会が調査した内容をまとめるまでの期間の目安を規程等で定め

ているか。

- 調査結果について、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。
- 不正行為と認定された被告発者は、調査機関が定める期間内に、調査機関に不服申立てをすることができるか。
- 特定不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。
- 不服申立ての却下や再調査開始の決定をしたときは、その事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。
- 不服申立てに係る再調査の期間の目安を規程等で定めているか。
- 不服申立てがあった場合、再調査の結果をその事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告することを規程等で定めているか。
- 公表する調査結果の内容（項目等）を規程等で定めているか。